

## 2.耐震対策の推進



### 基本方針

国の中央防災会議で決定された「地震防災戦略」及び「建築物の耐震化緊急対策方針」により、地震による死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標とした提言が出され、最重要課題が「建築物の耐震化」とされました。

これを踏まえ、県と連携しつつ市民、関係機関等と一体となり、建築物の耐震化について様々な対策を講じ、地震による被害の軽減を図ります。

また、国の基本方針、「奈良県耐震

改修促進計画」、「橿原市地震防災対策アクションプログラム」、「橿原市耐震改修促進計画」を踏まえ、本市の平成 27 年度における耐震化率を90%（目標）として設定し、目標達成のための施策を展開します。

### 現状と課題

戸建て住宅の耐震診断を実施しており、診断士の派遣事業を行っています。住宅・建築物無料相談会を開催し、各種相談に対して建築士が応じることで市民の不安の解消を図っています。

また、耐震診断・耐震改修の広報を、健康福祉まつりにおける住宅・建築物相談コーナーの設置、奈良県建築物安全・安心フォーラム、多くの人が利用する民間の建築物（特定建築物）への年2回の防災査察時等において行っています。

更なる耐震化を進めるため平成 19 年度に橿原市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震対策に取り組んでいます。

本市は、高度経済成長期の大阪都市圏のベッドタウンとして急速に人口・住宅数が増加しました。このため、市内には耐震改修の必要な建築年代の古い住宅が多く存在していることから、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化が重要かつ緊急的な課題となっています。

### 施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
住宅・建築物無料相談会	-	-	6回延べ9人	12回延べ36人
特定建築物の耐震化率	-	-	72%	83%
住宅の耐震化率	-	-	72%	83%

### 今後の取組

#### 1 橿原市耐震改修促進計画の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条の規定に基づいて、本市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、橿原市耐震改修促進計画を平成19年度に策定しました。地震被害の軽減を図るため、本計画に基づき総合的に建築物の耐震化を支援します。

●促進計画推進事業

#### 2 市民 PR の充実

パンフレットの配布、講習会等の開催、耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実、家具の転倒防止策の普及、リフォームに合わせた耐震改修の誘導、地震保険加入の啓発、自治会等との連携等により耐震化の促進を図ります。

●耐震診断・改修に関するPR事業

#### 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導

防災上重要な建築物、多くの人が利用する建築物及び公共建築物は、地震に対する安全性の向上について適切な措置をとる必要性が高いことから、防災拠点としての機能の確保や人的被害の発生のおそれ等被災時の影響を勘案して台帳を作成し、耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。また、必要に応じ、立入り検査を行い、優先的に指導等を行います。

●耐震改修促進法に基づく指導事業

#### 4 公共建築物（市有建築物）の耐震化

災害時には、庁舎は災害対策本部となり、病院は医療救護活動拠点、警察や消防は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となる等、多くの公共施設が被災後の応急対策活動拠点として活用されます。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全を確保し、防災拠点としての迅速な対応を行うために大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めます。

●市有建築物の耐震化事業

#### 5 耐震改修の支援

耐震化により建築物の被害が軽減されれば、地震時の人命被害も少なくなり、避難路が確保されるとともに早期の復旧・復興に寄与します。

耐震強度基準が改正される昭和56年以前に建設された木造住宅について、所有者等が希望する場合は、市が技術者を派遣し耐震診断を行う事業を実施します。

耐震化の推進には、耐震性能の把握が重要なことから、耐震診断により耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

また、建築物の耐震改修工事を促進するため、建築物が個人財産であることを考慮した上で、国・県の補助制度を活用し、その費用の一部を補助する事業を実施します。

●耐震改修事業  
●耐震診断事業

### 市民等との役割分担

市民等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題としてとらえ、住宅・建築物の所有者等として地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断・耐震改修や建替え等に努め、自ら生命・財産を守ることが期待されます。

建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、住宅・建築物の所有者が気軽に相談等ができる体制の構築に協力し、耐震化の促進に寄与することが期待されます。